

多言語翻訳プロジェクトを通じた総合的日本語人材の養成「知識の循環」につながるサービス・ラーニングの観点から

松永, 典子
九州大学大学院地球社会統合科学府

<https://doi.org/10.15017/2228574>

出版情報：基幹教育紀要. 5, pp.121-141, 2019-03-05. 九州大学基幹教育院
バージョン：
権利関係：



多言語翻訳プロジェクトを通じた総合的日本語人材の養成 「知識の循環」につながるサービス・ラーニングの観点から

松永 典子

九州大学大学院地球社会統合科学府, 〒819-0395 福岡市西区元岡 744

Comprehensive international student talent training through The multilingual translation projects From the viewpoint of Service Learning leading to "circulation of knowledge"

Noriko MATSUNAGA

Graduate School of Integrated Sciences for Global Society, Kyushu University, 744, Motooka, Nishi-ku, Fukuoka
819-0395, Japan

E-mail: mnori@scs.kyushu-u.ac.jp

Received Oct. 31, 2018; Revised Nov. 30, 2018; Accepted Nov. 30, 2018

This report analyzes the practice of the multilingual translation of school documents by international student volunteers, from the viewpoint of service learning (SL) which integrates volunteer activities and learning activities. In a knowledge-based society where the quality of knowledge is emphasized rather than the amount of knowledge, expectations for learning activities that teach how to apply knowledge learned like SL in a social context is increasing. As a result of analyzing service and learning so far, we could propose a design plan for e-learning based learning activities that can circulate knowledge. Based on the above results, we believe that it is possible to plan a framework for considering organic connections such as the development of a multilingual environment, the training of foreign student talent, and the linkage between research and education.

1. はじめに：問題の所在と本報告の目的

1.1. 本報告の立場と分析枠組み

本報告は留学生ボランティアによる学校文書の多言語翻訳プロジェクトの実践を通じた総合的日本語人材養成について、ボランティア活動と学習活動を統合したサービス・ラーニング（以下、SL）の観点から分析するものである。ここで言う総合的日本語人材とは、たとえば通訳や翻訳といった専門的技能のみならず、専門的知識やコミュニケーション能力を併せ持つ留学生人材のことである。SLを分析の枠組みに据えるのは、研究の推進と学生への教育とともに、研究および人材育成を礎にした社会貢献という3点が大学の果たすべき使命であり（教育基本法2006年12月22日改訂¹⁾）、高等教育には学究的な知識を社会の課題解決につなげる「知識の循環」づくりが必要だと考えるた

めである。この背景には、知識の量ではなく知識の質が問われる知識基盤型社会への移行に伴い、学んだ知識を日常生活の状況にどのように適用できるかを社会的な文脈の中で学ぶSLへの期待と要求への高まりがある（OECD 教育研究革新センター編著、2013）。

そうした背景を受け、本報告では、留学生を単に支援や活用の対象としてのみ捉えるのではなく、課題解決に向け主体的に動くことができる人材として育てることが肝要だと考える。なぜなら、諸外国による高度人材の獲得競争が激化する中、本実践が目的とする総合的日本語人材養成は高等教育においても必要性が高い分野である。こうした総合的日本語人材養成の必要性が認識されてきたのには、21世紀の複雑化する知識基盤型社会においては単に高い日本語能力、専門的知識というのではなく、幅広い課題やニーズに対応できる能力や資質が必要とされているという背景がある。つまり、今や獲得した専門的知識や技能、コミュニケーション能力を総合的に活用しつつ、実際に社会的課題の解決に結び付け、課題の解決ができる人材の養成が求められている。

そこで、なぜ、課題解決に向けた人材養成に翻訳なのかと言えば、本報告ではCEFR（Common European Framework of Reference for Languages：ヨーロッパ言語共通参照枠組み）の「仲介」が「知識の循環」づくりの中核となる概念だと考えるためである。CEFR(2018)では受容、産出、相互作用、「仲介」の4言語活動のうち、言語・社会・文化面を網羅する「仲介」が最重要視されている。翻訳、通訳などの「仲介」が言語的弱者を社会とつなげる役割をなす言語活動であるならば、外国人保護者など言語的弱者への有用性が高いと考えられる。当然ながら、翻訳によりすべての社会的課題が解決できるわけではない。「仲介」の観点から言えば、本報告では翻訳の他、通訳、「やさしい日本語」を多言語化の段階的方策のひとつとして包括的に捉える。「やさしい日本語」は「普通の日本語よりも外国人にわかりやすい日本語」として、社会的認知度や使用が広がっており、日本語学習段階の初期対応や短期滞在などの場合には、翻訳、通訳と並び、有用であると考えられる。

1.2. 問題の所在と着眼点：サービス・ラーニングを通じた留学生人材の養成

アメリカで発祥したSLは、2000年代以降、世界的に取り込まれるようになり、日本の大学にも大学教育改革のひとつの方法論として広く取り入れられるようになってきている（桜井・津止 2009）。国レベルの施策としては、大学教育再生を戦略的に推進していくための事業や大学教育支援プログラムという形で推進されてきた^{註2}。文部科学省用語集ではSLは「教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム」のことと定義されている。

これを踏まえれば、ボランティア活動（社会奉仕活動、サービス体験）と学習活動を統合したSLは、社会と大学での学びをつなぐ教育プログラム、いわば、「知識の社会化」を促す教育指導のひとつと言える。したがって、本報告では、正課か課外かに関わらず、学習活動を伴うとともに「知識の社会化」につながるボランティア活動をSLとして捉える。

日本におけるSLの実践と研究の蓄積は初等、中等、高等いずれの教育段階においても進んでいる。その展開は、国内のみならず海外での研修やボランティア活動にまで及び、ますます拡大の一途をたどっている。たとえば、SLは、今や教員、看護師、保育者、IT人材、グローバル人材といった人

材養成の領域をはじめ、地域づくり、国際協力など様々な領域で取り組まれるようになってきている。ただし、日本語学校でのボランティア活動を除き、高等教育における留学生を対象とする実践は極めて限られている（麻生・松永 2014）。他方、外国人材の獲得競争が激化していく中、高度外国人材をいかに日本の社会で受け入れ、定着を図るかは重要な政策課題となっている^{註3}。高等教育における総合的日本語人材養成の観点からみても、留学生を対象とする SL の事例を分析し、今後の SL の課題と活用可能性を検討することには意義があると考えられる。

1.3. サービス・ラーニングをめぐる議論

SL に関しては、学生の現場体験が社会貢献へとつながる面が評価される一方で、アメリカの高等教育においては、高等教育の果たすべき責務についての強い社会的要請があることが指摘されている。SL 後発国の日本の高等教育においては、どう導入していくか、その体制づくりについての議論が先であり、SL を導入する大学側にとってのいくつかの課題が指摘されている。

桜井・津止編著(2009)で指摘されているのは大きく3つである。(1)ボランティア支援の現場職員の専門性獲得と研修の場の問題、(2)正課と課外、学部独自か全学的か、機関の社会連携活動などの機能との切り結び、(3)「教育と研究の連動」である。

(1)に関しては、大学でボランティアセンター等の専門部署や専門職員が設置されている場合であるが、教員に関しても野外活動を指導する教員の経験やスキルの獲得に関わる同様の課題がある（中林・米津、2010）。また、学外での活動の場合、安全確保のための環境整備が整うことが必須であるため、その整備が整わない場合は実施が困難である（宮武・白石・北野、2017）等、実施条件に関わる課題がある。

(2)に関連しては、単位認定の考え方、評価の問題も同時に指摘されている。まず、学生の学びが促進されるように「作り込み」が必要な SL における教育目標と評価尺度の設定は不可欠の問題と認識されている（桜井・津止編著 2009）。次に、ボランティア活動が単位化されることにより学生の自発性が損なわれるのではないかという危惧から単位化の是非に関する議論がある（武田・村瀬 2009）。ただし、単位化の問題に関しては、当初は「単位目的」で履修していたとしても、活動を始めると活動先に対する興味・理解度が増加し、やる気も増加するという層が存在するという報告（東尾（金井）・市山・湯浅・水谷、2017）もなされている。

また、アメリカでは単位認定される取り組みであることが SL の前提となっているのに対し、カナダでは、課外の SL に関しても学生自身の成長と学びに寄与するものとして推進されている（桜井・津止編著 2009）。つまり単位化がなされているかどうかに関わらず、ボランティア活動の教育的効果を積極的に捉えるのがカナダの立場であることがわかる。一方、日本では当該教育活動が教育課程に組み込まれていない場合、ボランティア活動の面だけに焦点が当てられ、教育的観点が不足する傾向にある。この点において、課外の SL においても事前・事後学習が行われるなど教育的観点が組み込まれているカナダの事例は日本の課外の SL に示唆を与えるものである。

(3)「教育と研究の連動」に関しては、SL を教育プログラムとして限定的に捉えるのではなく、SL 実践が研究にフィードバックされ、それがまた教育プログラム設計に生かされるといった両者のスパイラルアップする仕組みが必要だということが指摘されている（桜井・津止編著 2009）。つまり、

「知識の循環」には研究を教育に活かすという視点だけではなく、教育から研究、言い換えれば実践から得られる知見を研究に活かす循環性が必要なのだと解釈できる。

1.4. 留学生を対象とするサービス・ラーニング

留学生を対象とする SL が注目されるようになったきっかけのひとつとして、「文部科学省留学生交流拠点整備事業（2012～2015 年度）」があると考えられる。本事業では「全国各地域をモデル事業として指定し実践させるとともに、国が中心となって優良事例を収集、広く情報提供することにより、地域ぐるみの留学生支援施策の底上げを図ることが目的と」され（文科省高等教育局レビューシート）、大学が留学生を活用して地域資産の発掘や観光まちづくりに寄与し、社会的使命を果たせる等のメリットが報告されている（岩淵 2015）。これらの実践例は、留学生が地域社会に参画していくモデル形成としても貴重なものである。ただし、反面、大学が主体となった取り組みの場合、留学生を課題解決に向け実践を行う主体として捉え、育成していく視点が不足している点は否めない。

そうした中、高等教育における留学生を対象とした SL 研究には、多文化共生のまちづくり（Gehrtz 三隅 2017、山田 2016）、日本人学生との共修（林 2016、2017）、留学生の学び（井上 2016、松永 2017）といった観点からの報告がある。松永(2017)では、日本語教育専攻の留学生による日本語学習支援や通訳・翻訳といった専門分野とボランティア活動とが近接した関係にある場合は、ボランティア活動が地域社会づくりのみならずキャリア教育にも有用な点を有することを指摘している。

しかし、ボランティア活動の有効性については多くの研究の蓄積があるものの、サービス体験が活動のベースになっている課外活動の場合、ボランティアが何を学習すべきかについては言及したものがない。そのため、松永(2018)ではボランティア言語活動を教育課程と連動させるために必要な学習項目を提示している。ただし、SL 実践が研究にフィードバックされる「知識の循環」の仕組みをどのようにつくるかについてはまだ明らかになっていない。

1.5. 本報告の目的：社会的課題と教育、研究が循環する教育プログラムの開発

そこで、本報告では、留学生ボランティアによる学校文書の多言語翻訳プロジェクトの分析・考察により、多言語環境の整備という学校教育現場の課題・ニーズと、大学における総合的日本語人材の養成という目的、及び実践から研究へのフィードバックが連動するような教育プログラムの開発をめざし、そのための課題と方法論を提示する。そのためには多言語化が必要とされている教育現場のニーズを踏まえ、総合的日本語人材養成と SL の観点から本実践を整理し、「知識の循環」が可能となる SL を進めるうえで何を考慮すべきか示すことが必要である。

以下では、まず、多言語化が必要とされる背景について触れ、次に、筆者が留学生らと取り組んでいる学校文書の多言語化プロジェクトを始動させた経緯と実践をもとに、総合的日本語人材養成の成果と課題を整理する。さらに、整理した結果に基づき、「知識の循環」につながる SL を進めるうえで何を考慮すべきかについて考察を行う。

2. 多言語翻訳プロジェクト実施の背景

本章では、多言語翻訳プロジェクト実施についての理解を深めるため、多言語化施策の現状、学校教育現場で多言語化が必要とされる背景、本実践のフィールドである福岡市の現状を整理する。

2.1. 多言語化施策の概要

まず、多言語化施策の概要についてみていく。実質的な移民の増加や東京オリンピックに向けた準備に向け、外国人に向けた多言語対応は官庁、自治体、教育機関にとって重要な課題となっている。特に観光立国実現に向けては「多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(平成26年3月)」が定められている(国土交通省・観光庁 2014)。外国籍住民の集住地域^{註4}である豊田市のように、市の発信する情報を、どの言語で翻訳すべきかを示すトータル多言語化等ガイドラインを策定している地域もある。殊に行政、ボランティアによる外国人への多言語サービス、言語支援は近年、移民先進国の「西欧にならぶレベルにまで達する地域もある(庄司 2009: 18.)」との評価もある。

では、教育関連の多言語化施策はどうであろうか。公立学校における日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒(以下、帰国・外国人児童生徒)の数は、全国に43,947人で、この10年間で日本国籍児童生徒は2.5倍、外国人児童生徒は1.7倍増加している(文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」。これに対し、帰国・外国人児童生徒への支援としては多言語化支援のみならず、日本語支援をはじめ「きめ細かな支援事業」として文部科学省や各自治体による様々な支援が行われている。文部科学省の「共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業(補助事業)」では多言語翻訳システム等の活用が挙げられ、概算要求も進んでいる(文部科学省ホームページ。2018年10月13日現在)。さらに、行政と企業による学校向け音声翻訳サービスなどの開発も進み、Googleからは無料の音声翻訳アプリも提供されている。

このように行政上の施策では、多言語化への対応は最も大きな課題とされており、行政機関以外にも、NPO、学校、大学など全国各地の様々な機関により多言語化プロジェクトが展開されている。

2.2. 学校教育現場で多言語化が必要とされる背景

以下、学校教育現場の多言語化の現状と課題を整理し、多言語化が必要とされる背景に迫る。

多言語化施策の代表的なものとして、文部科学省の提供する多言語情報検索サイト「かすたねっと^{註5}」が挙げられる。「かすたねっと」では、帰国・外国人児童生徒の受入れ実績が豊富な地域で作成・公開された「多言語の学校文書」を検索することができる。ただし、多言語サイトの情報は、地域、学校による違いが大きくないもの(日本の学校制度など)に関しては共用可能だが、地域、学校による違いが大きいもの(校則、就学案内、持ち物、家庭との連絡方法など)に関しては活用が難しく、別途、違いに応じた多言語化が必要になる可能性がある。

このため、学校教育現場における多言語化は、各地域の事情や必要に迫られ、緊急対応的に行われている現状がうかがえる。たとえば、web上に膨大な多言語文書が掲載されている岩倉市日本語・ポルトガル語適応教室による多言語化は、学校現場が自主的に取り組み始めたもので、その取り組みが市・町を巻き込んでいき、県も外国籍児童生徒の教育に力を入れるようになったということであった(岩倉市教育委員会学校教育課への筆者による聞き取り、2016年3月14日、3月15日)。

多言語化のひとつの方策である学校向け音声翻訳サービスの場合も、普及に際し考えられる課題が2点ある。①常設するには高額のコストがかかること、②地域によっては学校教育現場でのネット環境自体が制限されている場合もあることである。したがって、学校教育現場での実用化が進むには今後、相当の時間を要する。また、複雑な内容や文化的な背景が伴う内容についての翻訳や対象の属性に応じた用語を調整するなど機械翻訳では難しく翻訳の精度に関する課題は多くある。

以上、公的なものも含め情報検索サイトや機械翻訳が多言語化の課題をすべて解決できるわけではないことがわかる。また、各サイトにガイドラインの提示が確認できないことを併せて考えると、教育現場ではガイドラインの作成よりも、ニーズに応じて緊急対応的に多言語化を行わざるを得ない事情があることがうかがえる。

2.3. 福岡市の多言語化施策の現状と背景

続いて本実践のフィールドである福岡市をみていく。福岡市では、1995年（平成7年）に教育委員会による学校文書の多言語化がなされており、日本語が十分に理解できない外国人保護者に対する通訳の派遣事業も行われている。ただし、日・英・中・韓の4言語で対応が何とかできていた時代から、教育現場の状況は近年、大きく変化してきている。つまり、急速に帰国・外国人児童生徒等やその保護者の多国籍化・多様化が進み、英語での対応も困難なケースが増え、少数言語への対応をも求められるようになってきている現状がある。こうした現状の背景についてみていく。

2.3.1 帰国・外国人児童生徒や外国人保護者の多国籍化・多様化

外国人保護者に関しては、資料が乏しく経年調査も行われていないため、福岡市日本語サポートセンターによる2011年度の調査をもとに多様化の傾向をみていく。

表1^{註6}にみるように、外国人保護者の来日・滞日の理由は、4つに大別できる。①「留学」、②「就業」、③「結婚」、④「中国残留孤児・帰国者」である。そのうち最も多いのが、「就業」、「結婚」によるものである。小学校の場合は「就業」、「結婚」の次に多いのが「留学」の79名で、中学校の「留学」3名と比べ、小学校は「留学」による来日が比較的多いことがわかる。つまり、「留学」の場合は比較的短期の滞在であるため、中学まで進学しないケースが多くなると考えられる。また、西区の外国人児童生徒の増加は、本学の留学生、研究者の来日によるところが大きいと言う声もある（日本語指導教員への筆者による聞き取り、2016年2月17日）。こうした状況に関しては、データの根拠に欠けるため、現状とは異なる点もあると考えられるが、福岡市に在留する外国人の多国籍化、及び本学が進めるグローバル化に伴う比較的短期滞在の留学生、研究者の増加、これらに伴う外国人保護者の母語の多様化は少なからぬ関連があると考えられる。帰国・外国人児童生徒等の動向は年ごとに異なる傾向もあり、今後も注意深く検討していく必要がある。

こうした短期滞在のケースでは、帯同する家族の日本語習得に関して企業や大学でも支援が進んでいるとは言えない。筆者は2011年より日本語教育実習のクラスを兼ね、学期ごとに留学生家族対象の日本語クラスを開講しているが、短期間のクラスでは十分な日本語習得の機会提供になっていないと言え難い。留学生や外国人研究者で学齢児童を抱えるケースはまだ少ないとは言え、教育現場の対応は数の問題ではない。日本語習得が進んでない保護者の場合には、コミュニケーション上

表1 福岡市における外国人保護者の来日・滞日の理由(2011年度) *単位：人

	①留学	②就業	③結婚	④中国帰国	⑤その他	⑥不明	合計
小学校	79	170	154	42	11	98	554
中学校	3	63	73	14	1	45	199
高等学校	0	0	1	0	0	10	11
特別支援	0	2	7	0	0	2	11
合計	82	235	235	56	12	155	775

の様々な困難が伴う。したがって、学校現場においては外国人保護者への文書読解支援のみならず、後述するように来日初期、短期滞在の保護者の場合は特に通訳や翻訳が緊急に求められている。

2.3.2 外国人児童・保護者の母語の多様化・背景の複雑化

外国人児童の母語の多様化を裏付けるデータとして、表2^{註7}が挙げられる。表2は、福岡市の国籍・地域別在留外国人数の変化を示している。国籍で言えば、増えているのはベトナム、ネパールなどであり、ほぼ横ばいか減少している中国、韓国・朝鮮とは異なる傾向にある。2012年から2017年にかけて、福岡市では、ベトナムが約10倍、ネパールが4倍以上、「その他」が7%近く増えている。ブラジル、ペルーなど、集住地域で際立って多い国の比率は相対的に低い。これは全国的傾向でもあるが、ネパール、ベトナム等東南アジア諸国からの入国がこの数年間で急激に増えてきている。表2では「その他」に含めているが、2017年度の米国の次はスリランカである。

福岡市では特に、ベトナム(4,587人)、ネパール(3,807人)、スリランカ(727人)の増加が目立つが、この3国を合計すると9,121人で、これは最も多い中国に迫る勢いと言える。『平成27年度福岡市外国籍市民アンケート報告書』によれば、在留資格の多い順に「留学」(56.1%)、「就労」(21.6%)、「家族滞在」(9.4%)、「日本人の配偶者等」(7.3%)となっている。子どもと同居する割合は21.3%で、前回の調査時(平成23年度)の24.4%から若干減っている。これらの数字は、在留資格に占める「留学」の割合が全国的にみても高い福岡市の特徴を伝えるとともに、表1でみてきた外国人保護者の来日・滞日の理由とは必ずしも連動していないことをうかがわせる。とは言え、福岡市の日本語指導が必要な児童生徒はここ数年、約250名前後で推移している(福岡市サポートセンター、2018)。この数字には、日本国籍を有する者や国際結婚により両親のいずれかが外国人である場合、多重国籍なども含まれる。つまり、母語が日本語、母語が複数あるなど児童生徒・保護者をめぐる背景は単純に数字だけでは測ることが難しく、多様化するとともに複雑化してきている。

実際、外国人児童の母語は2014年度には24の国地域16言語であったのが、2017年度には31の国地域33言語(多い順に：中国語、フィリピン語、日本語、英語、韓国語、ネパール語、アラビア語、インドネシア語、モンゴル語、ベトナム語、ベンガル語、パシュトゥー語、マレー語、ペルシャ語、ウルドゥ語、ピジン語、ピサヤ語、フランス語、ルーマニア語、ロシア語、アムハラ語、ウクライナ語、スペイン語、タイ語、上海語、キルギス語、ウズベク語、ミャンマー語、シンハラ語、チャバカノ語、トルコ語、フィンランド語、クメール語)と言語数が増加している。なお、短期滞在型の保護者がいることから、当然ながら短期間での言語の入れ替わりや増減がある。

表2 福岡市の国籍・地域別在留外国人数 *単位：人（括弧内は総数に占める割合：％）

年	総数	中国	韓国・朝鮮	ベトナム	ネパール	フィリピン	米国	その他
2017	28,833	11,823 (41.73)	6,403 (22.20)	4,587 (15.90)	3,807 (13.20)	1,132 (3.92)	788 (2.79)	5,555 (19.26)
2012	24,155	11,911 (49.31)	6,242 (25.84)	485 (2.00)	867 (3.58)	914 (3.78)	631 (2.61)	3,105 (12.85)

これに関連して母語コミュニティの問題がある。これだけ言語が多様化すると、母語対応のみならず、母語を同じくするコミュニティ自体も形成されにくくなる。福岡市の場合、東区は大学が多く所在すること、商業活動に従事する外国人が多い地域であることから、帰国・外国人児童生徒の割合が他地域より高く、新たに参入する児童生徒やその保護者に対しても、通訳などの面で母語コミュニティによる支援が自ずとなされる土壌ができあがっている。これに対し、本学キャンパスが所在する西区は、大学のキャンパス移転により、留学生の子弟等、帰国・外国人児童生徒が漸増しつつあるものの、散在して居住している場合が多く、母語コミュニティ形成は見られない。このため、保護者の母語と同一の母語コミュニティによる支援を望めない状況にある。

このように外国人散在地域の場合、母語コミュニティの形成が無いことに加え、外国人保護者をめぐる背景が多様化していることから、公的な支援や制度づくりが不可欠と言える。

2.3.3. 教育現場で求められる即時性

では、帰国・外国人児童生徒の保護者への公的制度はどう活用されているのであろうか。たとえば、福岡市には、語学ボランティアの登録・派遣制度があり、ボランティアには交通費等が支給される。ただし、学校側がこの制度を利用する場合、ボランティアの派遣申請には2週間前、1団体年間3回までという規定がある（福岡よかトピア国際交流財団ホームページ）。このため、学校教育現場では、語学ボランティアの申請が間に合わない場合も往々にしてある。以下のように、日本語も英語も通じないロシア人保護者の対応に苦慮した経験を有する教員は、多言語による翻訳や通訳の必要性を強く訴えている（福岡市の日本語指導担当教員 A に対する聞き取り、柳瀬 2016：17）。

現場は突然対応しますから、今日の今日来たりしますから、現場には。やはり何言語もないと全然対応はできないと。教育委員会の通訳とかを呼ぶには2週間かかるんですね。すぐに現場が対応できるように、いろんな言語がそろった方が、現場は「はい」って渡すだけで、（その言語が）日本語とともに表記してあれば、指さしてあげるだけで「今このこと言ってるよ」って分かるっていうことで、現場の先生のために。

以上のように、多言語化施策の現状、学校教育現場で多言語化が必要とされる背景について触れ、

福岡市の現状を整理した。そこから見えてきたことは、公的な施策が進む一方で、それを上回るスピードで日本語指導が必要な児童生徒・その保護者の多様化・複雑化が進み、学校教育現場の対応が追い付かない状況があることである。このため、学校教育現場の多言語環境の整備は途上にある。

2.3.2 でみてきたように、これだけ母語の多様化が進めば、すべての文書を多言語化できない現状がある。福岡市教育委員会も当然ながら多言語化の必要性は認識しており、多言語化に関する検討は進めているものの、説明責任を伴うため、実質化には時間がかかることを認めている^{註8}。したがって、行政による制度化の過程においては翻訳文書・通訳の活用、保護者への日本語読解支援、「やさしい日本語」やルビの使用を段階的・複合的に進める必要もあろう。

3. 多言語翻訳プロジェクトの実践

以上みてきたように、本ボランティア活動のフィールドでは外国人児童生徒及び保護者の母語の多様化への対応、外国人保護者への即時的な対応を迫られる現場の教員のために学校文書の多言語化は必要とされている。また、外国人コミュニティ形成が遅れている場合や短期在留の外国人保護者の場合には、特に来日初期段階における翻訳や通訳の必要性が高い。

本章では、学校文書の多言語化プロジェクトを始動させた経緯と実践の概要、その成果について述べる。そのうえで、SLの特徴の観点から多言語翻訳プロジェクトの現状を整理する。

3.1. 多言語翻訳プロジェクトの概要

本実践は、福岡市の学校教育現場をフィールドとして、地域社会の多文化共生教育の実現に向けて学生らと取り組んできた社会連携事業における活動のひとつである（松永・麻生・張 2013）。多言語翻訳プロジェクトを始めた契機は、小中学校や地域での交流を希望する留学生のニーズに対し、学校側とのニーズが合致するものを模索する中で両者のニーズが合致した活動として取り組んだ小中学校での学習支援を行う学生サポーター（児童生徒の学習支援などのボランティアを行うスクールボランティア）の派遣にある。この活動を実施する中で、既述したように日本語指導担当教員（帰国・外国人児童生徒への日本語指導を行っている学校教員）には学校文書や日本語教科書の多言語化へのニーズが切実にあることがわかり、その要望に応える形で学生サポーター活動に付随するボランティア活動として、2014年度から多言語翻訳プロジェクトに取り組むこととなった。

ただし、学生サポーターは、福岡市教育委員会によって制度化されたものであるが、翻訳ボランティアは制度化されたものではない。具体的には、学生サポーターは、活動に対する謝金・交通費は支給されないが、ボランティア保険に加入することが義務付けられ、その加入手続きは教育委員会が行うこととなっている。このため、本プロジェクトに対しては、福岡市教育委員会が主管する福岡市日本語指導教育研究会より翻訳ボランティアへの感謝状が贈られるような仕組みをつくった。

3.2. 多言語翻訳プロジェクトの体制づくりとボランティアへの指導

以上のような学校現場からの要請に応える形で、多言語翻訳プロジェクトの体制づくりを始めていくこととなった。まず、活動体制づくりのうち、方針の模索とボランティア募集の経緯について述べる。多言語化する文書の優先順位は、日本語指導担当教員からの要望を受け、特に外国人児童

生徒・保護者にとって文化的な困難度が高いとされる中学校校則、小学校入学案内、中学校入学案内、家庭環境調査票の順とした。また、何か国語に翻訳するかに関しては、当初から明確な方針を立てていたわけではないものの、まず近年福岡市で児童生徒の人数が増えているフィリピン語、ベトナム語、ネパール語の翻訳ボランティア募集をポスターに明記する形で幅広い言語を学内で周知し、募集することとした。その際、①「感謝状を贈る」、②「ボランティア活動は就職活動でも役にたつ」、③「翻訳指導を行いサポートする」といった事柄をボランティア募集の際にアピールした。

さらに、活動を進めていく中で、外国人保護者の国籍や母語が多様化しているという背景と、英語が通じない外国人保護者の場合、翻訳や通訳の必要性が高いという事情を踏まえ、少数言語のボランティア確保にも注力していくこととした。

しかし、本学には99か国・地域から2300名を超える留学生が在籍している（2018年5月1日現在）とは言え、日本語、あるいは英語から母語に翻訳することができる言語レベルであること、ボランティアベースの活動であり、謝金等も支払われないことから、人材の確保は容易ではなかった。翻訳ボランティア募集のためのポスターを作成し、キャンパス内に広く掲示を行うとともに、留学生サポートセンターホームページへの掲載や留学生会及び周囲の留学生、留学生関係教員への協力依頼を地道に実施した。

こうして、活動自体は不定期ながら1年ほどの間に自発的あるいは他薦により、中国語、韓国語、インドネシア語、フィリピン語、スペイン語を手始めに、30名以上の翻訳ボランティアを随時登録する運びとなった。翻訳ボランティアは主に本学の学部、大学院の留学生であるが、中でも相対的に在籍留学生数が多くないフィリピン語、ロシア語、ネパール語、ベトナム語、アラビア語のボランティア確保は困難を極めた。このため、フィリピン語、ネパール語の場合は、それぞれつてをたどった結果、学術研究員、学外者に依頼することとした。募集時点では、言語能力を問わなかったことから、登録者の日本語レベルは日本語能力試験1級を有する日本語上級者から日本語能力初級者まで様々であった。2016年3月には、募集当初の5言語に、ロシア語、ネパール語、アラビア語、ベトナム語の4言語を加え、計9言語に及ぶ翻訳活動が進み、2018年3月現在、翻訳実績のある留学生数は20名にのぼる。表3はどの文書をどの言語で翻訳したかの一覧をまとめたものである。

表3の「●既有」の意味は、日本語指導担当教員より依頼されてくる段階で、文書は既に日本語との対訳がなされたものであることを意味している。「○対応済」は既に当該言語による翻訳がなされているが、逆に「一未対応」は翻訳がなされていないことを指す。「△一部」というのは、保健室対応の翻訳文書の場合、「身体の部位」「病状に関する単語」のように単語レベルのものから、「感染症の説明」のように込み入った文書まで10種類ほどあり、対応できている文書とできていない文書があるため、一部対応済みという意味で「△一部」とした。

ボランティアに翻訳を依頼する際には、ボランティアの言語能力が一定ではないということもあり、翻訳文書の難易度に応じて、日本語中上級者には、小学校案内、中学校案内といった翻訳するには難易度が高い文書、日本語レベルが高くないボランティアには、家庭環境調査票のように比較的難易度の低い文書について、英語からの翻訳を依頼するよう考慮した。翻訳依頼のしくみとしては、筆者が学校側との連絡折衝及び活動全体の指導・管理を行い、年度ごとに雇用したリサーチ・アシスタント2名（留学生・日本人学生）に対し、登録されたボランティアへの翻訳の依頼、翻訳

表3 学校文書多言語化一覧(2018年3月末現在) ●既有 ○対応済 ー未対応 △一部

言語	小学校案内	中学校案内	家庭環境 調査票	学用品	学校行事	保健室用語
英語	●	●	●	●	●	○
中国語	○	○	○	○	○	○
韓国語	○	○	○	○	○	○
スペイン語	ー	○	●	ー	ー	ー
フィリピン語	○	○	○	ー	ー	△
インドネシア語	○	○	○	○	○	○
ロシア語	○	○	ー	ー	ー	ー
ネパール語	○	△	ー	ー	ー	ー
アラビア語	○	○	ー	ー	ー	△
ベトナム語	○	○	ー	○	ー	△
ヒンディー語	ー	ー	ー	○	ー	ー
フランス語	ー	ー	ー	ー	ー	△

文書の書式の点検(可能な場合は翻訳内容の点検)、翻訳対応済み文書の福岡市日本語指導教育研究会への送付、ボランティア登録名簿の更新を行うよう指導する体制をとっている。

学校側から翻訳を依頼される文書は、ほとんどが外国人保護者向けであるが、保健室関係の文書は、保健室に来た外国につながる児童生徒に直接指さして使用する絵カードや単語帳のようなものもあることから、翻訳した語や表現が児童生徒にもわかる用語になっているかを考慮するよう、翻訳を依頼する際の依頼文の中に入れ、注意を促した。

こうして翻訳された文書は、教育委員会との協議を経てようやく2015年12月より福岡市日本語指導教育研究会のホームページに随時、掲載され、翻訳文書を必要とする関係者に広く活用が促される体制が整えられた。とは言え、多言語翻訳活動は、定期的に学校を訪問して直接、児童生徒の学習支援を行う学生サポーターとは異なり、学校側からの依頼に応じて不定期に行う活動であり、しかもメールでの連絡でつながった「顔の見えない脆弱性」を常に伴う活動である(松永他 2016)。そういった点からは、今後は教育課程内で行う教育プログラムとしての実施を検討する余地はある。

3.3. サービス・ラーニングの特徴からみる多言語翻訳プロジェクト

多言語翻訳プロジェクトの現状を整理するにあたり、SLに特徴的な学習の要素を確認することとしよう。アンドリュウ・ファーコ(2013)によれば、SLに特徴的な学習の要素とは、コミュニティに焦点をあて、コミュニティを基盤とし、コミュニティ会員とのパートナーシップをとっていること、コミュニティのニーズを念頭において計画されている点であるとされる。富川他(2008)では、SLと他の活動の相違は、①サービス(社会奉仕活動におけるサービス)だけでなくラーニング(学習活動)の両方が必要であるということ、②振り返り(リフレクション)を重視するということ、③地

域社会のニーズがあり、地域社会や関係機関との連携に基づいて行われることがあげられている。

富川他(2008)の SL に特徴的な要素 3 点のうち、本実践は、学校教育現場からの要請に応え、教育委員会との連携もあるという点では、③地域社会や関係機関との連携の要素は有する。一方、課外で実施している非対面の活動であり、①学習活動の面、②振り返りの重視が不足している。また、日本語指導担当教員 B への聞き取り^{註9}からは、コミュニティ成員と外国人保護者との「仲介」という観点に関する、さらなる課題があることがうかがえる。それは、「日本の文化になじもうとしない」外国人保護者がいるのに対し、「細かい日本人の付き合い方をもうちょっと誰かがおせっかいで教えてあげたら少し暮らしやすかったのではないか」という問題の指摘である。つまり、ここには細かな文化的な背景の違いについて双方が調整をはかろうとしないし、それを「仲介」する者も不在している現状がある。これらの不足点や課題に関しては、次章で、さらに検討を行う。

4. 「知識の循環」という課題に対応するサービス・ラーニング

本章では、3 章の課題を踏まえ、総合的日本語人材養成、「知識の社会化」、「知識の循環」から本実践を整理し、「知識の循環」につながる SL を進めるうえで何を考慮すべきかについて考察を行う。

4.1 総合的日本語人材養成からみる多言語翻訳プロジェクト

4.1.1 各地の取り組みからみる多言語化という社会的課題

まず、多言語化に取り組む様々な団体が多言語化に取り組む目的と、人材養成という目的とはどう関連付けられるのかを見ていく。

「多言語・学校プロジェクト^{註10}」(関西大学総合情報学部喜多研究室)の例では、目的のひとつには「外国につながる人々が多く住む地域などで翻訳された学校関係文書を、全国で広く共有して活用するため」、もうひとつには「こうしたしくみにより、全国で日々の文書翻訳に割かれている時間と労力を少しでも軽減することで、母語による指導の出来る方々がより深い教育内容の支援などに力を注いで」もらうことといった点が明記されている。

「外国人等児童生徒受け入れ校指導資料」(公益財団法人しまね国際センター)では、日本語が十分理解できない保護者に対し、日本の学校の教育活動にかかわる事柄への理解を進めるための指導資料として作成されたとある。また、言語に関しては、県下の外国につながる児童生徒の在籍状況からみて、英語、中国語、ポルトガル語の3か国語を採用したとある。

公益財団法人宮城県国際化協会(MIA)では、県内の小・中学校における「外国につながる子ども」や保護者と学校側との意思疎通を補助するための通訳や翻訳という位置づけがなされている。

以上をまとめれば、多言語化の目的は、①翻訳文書の共有と活用、②指導者・支援者の翻訳労力の軽減、③保護者への支援、④児童生徒や保護者と学校側との意思疎通というように、4つの目的に大別できる。つまり、各地の多言語化は学校単位の個別の課題というよりは、各地域、学校(指導者、支援者)、児童生徒、保護者のコミュニケーションを円滑にするために関係者を支え、つなぐという関連した社会的課題解決に向けた取り組みだと解することができる。

4.1.2 多言語化という社会的課題と総合的日本語人材養成

こうした各地域、学校（指導者、支援者）、子ども、保護者のコミュニケーションを円滑にするために関係者を支え、つなぐ、つまり「仲介」という多言語化の目的からみて、大学はどのような総合的日本語人材（日本語能力、専門性、コミュニケーション能力を併せ持つ留学生人材）養成をめざすべきであろうか。翻訳活動に日本語学習や日本文化学習の側面がうかがえる点、翻訳では埋まらない文化的ギャップを調整していく必要性が指摘されている点からは、大学側も学校側の協力を得て、翻訳活動を通じた異文化理解教育、対照言語学的な観点からの翻訳指導といった教育的介入を検討していく必要があるだろう。留学生には翻訳活動により、日本文化理解、日本語学習を促進させ、学校と外国人保護者を「仲介」する役割も期待される。

学生の学びの観点からは、ボランティアとして協力してくれた留学生や外国人は、「留学生として外国人児童生徒の役に立ちたい」、「困っている人がいるのなら協力したい」、「この問題は自分自身の問題」、「翻訳は日本語の勉強になる」等、様々な協力理由を述べている（松永他 2016）。

以下、翻訳ボランティアへの聞き取り^{註11}を元に大学が多言語化という社会的課題に果たすべき役割と活動の課題について分析を加えていくこととする。翻訳ボランティアは外国人保護者数、ボランティア参加者数が多い中国語、韓国語、インドネシア語を事例とした。翻訳ボランティアと学生サポーターとの関連性や違いをみる目的で双方のボランティア活動を行っている 2 名の中国人留学生(C,D)と翻訳ボランティアのみを行っている韓国人留学生(E)、インドネシア人留学生(F)計 4 名に、翻訳を行った際の言語的気づきや翻訳活動のメリット、課題について各自 30 分から 40 分の聞き取りを行った。対象とした 4 名は日本語レベル上級で、日本語教育を専門とする大学院生（女性 3 名、男性 1 名）である。補足的に、外国人保護者の立場でフィリピン語の翻訳に協力してくれたフィリピン人ボランティア G（大学職員・女性）にも同様の聞き取りを行った。聞き取りの内容から、以下、大きく 6 点をまとめることができる。

①ボランティア活動の意義と自己肯定観：留学生 C、D は共通して「何より外国人保護者支援にとって役に立つ」という点に言及している。また、「個人ができることは小さいが、留学生みんなの力を結集することで大きな力になる」というボランティア活動の醍醐味についても触れ、「人の役に立てることが自身の喜びにもつながる」「活動は楽しい」という発言からも、ボランティア活動に大きな意義と自己肯定観を見出していることがうかがえる。留学生 F も翻訳に限らず、アルバイトの面接の準備、病院への問い合わせ、水道会社への連絡など、日常生活のあらゆる面にわたり困っているインドネシア人留学生の相談にのっており、「他の人の支障を少しでも減らせたら良いと思う。翻訳はそのひとつの形」と述べている。

②活動による学び：また、共通して翻訳活動を日本語や日本文化についての「学習」の側面から評価している点を指摘できる。たとえば、翻訳する際、意味を補足する、直訳ではなく意識する、母語との対照を考えるなど様々な工夫をしている。さらに、日本の学校文化についての知識を得ることができる点、翻訳作業では「知らない語彙を辞書を使って調べることができ」、新知識が得られる点、日本と母国との文化比較について学ぶことができる点を評価している。特に、留学生 D は中国と日本の学校文化が大きく異なるため、翻訳活動により日本の学校文化についての知識を事前に得ておくことが学生サポーター活動においても重要だと考えており、日本語指導教員からの指導・

助言、日本人学生らの協力を得て、わからない語彙についての理解を深める努力を行っている。

③学生サポーター活動とは異なる簡便さ：学生サポーターとの違いでは、学校との日程調整が必要でなく、「自分の時間が空いている時にできる」、「自分の部屋でパソコンで作業できる」、「人が相手ではないのでプレッシャーが無い」といった、簡便さ、気軽さがメリットとしてあげられている。翻訳ボランティアのみを行っている留学生 F の場合、日本語から母語に翻訳することはそれほど難しいことではないし、時間もかかっていないという。

④共有されていない文化知識・概念の調整・「仲介」：留学生 E、F は翻訳で難しいのは、行事で持っていく必要がある持ち物など文化的側面に関わるもので、母語に無い概念をどう訳すか、日本語の裏にある意図をどう保護者にわかるように伝えるかが難しいという点を指摘している。

この場合、母語に無い概念の場合は英語で近い意味のことばに置き換える（例：「記」⇒「Notes」、「ナップサック」⇒「knapsack」）、母国の学校文化の状況を調べ、保護者に伝わりやすい語彙や表現を工夫する（例：「車で来てはいけません」を直訳すると、車で行くことが一般的である韓国の保護者に対してはきつい言い方になるため、駐車場が限られているため学校へは車ではなくできるだけ公共交通機関を使って来てくださいななど意味を和らげて訳す）、日本語の裏にある意味を周囲の日本人や留学生の先輩に確認する（例：保護者会で「リラックスしてお話できるよう、お国の手作りお菓子などをご持参いただくとありがたいです」とあるが、持参するお菓子は必ずしも手作りでもなくても良いなど）、実物を示す URL の情報を補足する（例：ナップサック、紅白帽子）など、双方の文化間の調整を行ったうえで翻訳を行っているという。

留学生 D からも、印鑑、欠席の連絡、お金に関する振り込み票、学校へ持っていく物、水泳の授業の準備など、日本の学校は中国の学校とは細かい点で全く異なる点が多く、文化的な相違点は翻訳文書だけでは伝わらない可能性も強く懸念されている。留学生 D は、こういった細かい相違点を翻訳文書だけで伝えるには限界があると考え、学生サポーター活動の中でも保護者に説明し、サポートしているという。

一方で、母国の学校文化と比較して評価されている面もある。留学生 F は、遠足の案内に雨の場合や天気の判断が難しい場合の準備についても触れられている点はインドネシアには無い点であり、日本の学校には行き届いた配慮があることを指摘している。また、ボランティア G は、保護者として日本とフィリピンの学校文化の違いにはとまどうことも多い反面、日本の学校では 1 週間に必要なものがすべて事前に紙媒体で連絡されるため大変便利であること、日本の学校が細かい点までオーガナイズされていることを評価している。

以上のように、ボランティア留学生は翻訳するという「仲介」の作業を通して、日本の学校文化について新しく学ぶと同時に、母国の学校文化を改めて見直す機会としている。そして、日本の学校と外国人保護者との間で概念が共有されていない文化については、外国人保護者にわかるような表現に書き換える、情報を補足するなど、留学生各自が学校と保護者との「仲介」者となり、文化的な調整を行っていることがうかがえる。

⑤翻訳作業上の課題：留学生 C、E からは、学校文書のファイル形式が未整備であること、各文書のフォントや文字サイズが一定でないことから書式を整える作業に時間がかかる点を改善してほしいとの制度上の問題点が指摘されている。

⑥少数言語への制度的対応の必要性：さらに、留学生 D からは、中国語など翻訳できる留学生が多い言語に関しては、ボランティアでの対応で十分だが、少数言語に関しては翻訳できる人材も不足し、翻訳自体も進んでいないことから、謝金を出すなど、別の配慮が求められるという点が指摘されている。これらの課題に関しては、今後さらに行政に対し制度的対応を求めていく必要がある。

4.1.3 多言語翻訳プロジェクトと総合的日本語人材養成の課題

以上のように、本プロジェクトはボランティア自身の学びにもなっていることがわかる。特に、翻訳活動を日本語や日本文化についての「学習」の側面から評価している点は特筆される。同時に、翻訳だけでは伝わりにくい多言語化の限界と少数言語への制度的対応という課題も指摘されている。

松永(2018)では、ボランティア言語活動を行う際に必要な学習項目として、①言語の対照、②日本語・日本文化学習、③翻訳技術、④翻訳技術以上の工夫といった学習項目が挙げられている。

総合的日本語人材としての専門性獲得のためには、こうした学習項目を本実践の中に組み込む必要がある。また、日本語・日本文化学習は留学生の専門分野に関わらず必須の学習項目であるし、日本語や英語と母語との対照は、言語によって物事の考え方自体が違うことを学ぶことにもつながる。ただし、本実践では、工学・理学といった理系の留学生にとっての専門性という点については踏み込んだ検討ができておらず、この点は検討課題として残る。コミュニケーション能力の獲得についても、本実践では⑤ボランティア間のコミュニケーションの機会が不足している。これに加え、留学生を単なる翻訳・通訳人材に終わらせないためにも、外国人保護者と日本人コミュニティとの間に入り、文化的な「仲介」の役割を果たすことが可能となるよう、文化的調整力を養うための学習活動も今後は求められていくと考えられる。こうした文化的な「仲介」の役割は、外国人材の日本社会への受入れが進む中、ますますニーズも高く、重要性を増していくものであり、専門性のひとつとして磨いていく必要がある。

4.2. 「知識の社会化」からみるサービス・ラーニング

最初に SL の定義の箇所を確認したように、「知識の社会化」とは2つの側面をもつ。ひとつは「それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし」、社会に役立てる、つまり社会(受け手)にとっての有益性ということである。もうひとつは「実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る」という SL に参加する学生にとっての有益性である。

この2つの側面のうち、本実践においても確認された学生にとっての有益性に言及したものは数多くある。たとえば、アメリカの様々な SL の事例をレビューした Bruce-Davis, M.N. Chancey, J.M.(2012)においては、SL 自体が知識、成績、認知プロセス、学問の動機づけや態度など、学業成果において一定の効果をもたらすものであること、また、ボランティア学生の興味関心に応じた SL を提供することが、学習への不満足を反転させる一方で、学生の潜在的な能力を開花させる可能性を秘めていることにも言及している。この点は、ボランティア活動が強制性をもたず、ボランティア学生の関心や自発性を尊重する教育的観点をもつことの重要性を確認させるものである。

一方、SL に関しては、富川他(2008)も指摘するように受け手側に焦点を当てた研究は進んでおらず、受け手側の有益性についても研究を進める必要がある。本実践においては、データ化した資料

は無いものの、学校教育現場の要請に応じて始めた翻訳プロジェクトである（松永他 2016）だけに学校教員側の利益はある程度認められるが、外国人保護者にとっての有益性に関しては未検証のため、さらに検証を進めていく必要がある。

4.3. 「知識の循環」からみる多言語翻訳プロジェクト

最後に、1.3. SL をめぐる議論で確認した桜井・津止編著(2009)の3つの指摘に立ち戻る。3つの指摘とは(1)ボランティア支援の現場職員の専門性獲得と、研修の場の問題、(2)正課と課外、学部独自か全学的か、機関の社会連携活動などの機能との切り結び、(3)「教育と研究の連動」である。(1)と(2)に関しては、大学にボランティアセンターのようなSLを統括する機関が設置されていることが前提となっており、本実践が課外の活動である点から考察の範囲外とする。

(3)に関しては、「教育と研究の連動」とはすなわち「知識の循環」という課題であることを確認したが、4.1.3で課題として残った専門性獲得、コミュニケーション能力の獲得と併せて検討する。また、留学生を課題解決に向け主体的に動くことができる人材として育てるという観点、及びボランティア学生の興味関心に応じたSLを提供することの教育的効果(Bruce-Davis, M.N. Chancey, J.M,2012)の観点からは、留学生の社会との関わり方を押さえることが肝要と考える。

松永・麻生(2013)によれば、留学生は言語能力が限られていることから、地域社会を日本語学習の場、文化交流の場として捉えていることが報告されている。麻生・松永(2015)では、日本人大学生との比較により、留学生が日本語および日本文化学習を通して地域社会と交流するタイプの社会参加を求めていることを明らかにしている。これらの点を勘案した場合、日本語と母語との対照や、翻訳の背景にある社会・文化的な要因を考察することができる学習を翻訳活動に組み込むことは留学生の関心に応じた内容であり、地域社会へのアプローチとしても適している。

これらを踏まえ、たとえば、1)eラーニングベースの学習活動、2)正課と課外を組み合わせた学習活動を設計することが提案できる。以下、1)の例である。

1)eラーニングベースの学習活動：①翻訳文書の分析：翻訳困難箇所の抽出➡②翻訳学習：Moodle（インターネット上で授業用のWebページを作るためのソフト）を利用し、翻訳困難箇所に関する翻訳学習➡学習成果のデータベース化➡③学習者間の相互学習：ベストプラクティクスの集約➡④社会・文化的要因の分析➡⑤学習理論化➡⑥学習活動へのフィードバック

本実践は現状では、学校教育現場からの要請を受けて行う不定期的な課外活動となっているが、2)正課と課外を組み合わせた学習活動についても検討可能である。具体的には、翻訳学習の科目（基礎科目）と実践（課外活動：翻訳+通訳+母語サポーター）に加え、知的活動として研究にフィードバックしていく科目（発展科目）を段階的に教育課程に組み込むことにより、一層、総合的日本語人材養成という活動の目的に近づくことが可能になるのではないかと考えられる。

以上により、多言語環境の整備のような地域社会づくりと留学生人材の養成、研究と教育の連動との有機的な接続を検討していくためのひとつの枠組みが構想できるのではないかと考える。

5. おわりに：今後の課題と展望

本報告では、留学生ボランティアによる学校文書の多言語翻訳プロジェクトの分析・考察により、

多言語環境の整備という学校教育現場の課題・ニーズと、大学における総合的日本語人材の養成という目的、及び実践から研究へのフィードバックが連動するような教育プログラムの開発をめざし、そのための方法論を提示した。

付言すれば、日本では、阪神淡路大震災をきっかけに一般市民にボランティア活動の機運が高まった1995年が「ボランティア元年」と言われている。ボランティア先進国のアメリカなどに比べれば、日本は言わば、ボランティア後発国であり、その日本においてこのように短期間でボランティア活動を教育活動として取り入れる取り組みが進んでいることは画期的とも言える。

そのきっかけは災害であったり地方再生であったり様々ではあるが、2000年代後半以降、ボランティアセンターのようなSLを統括する機関が設置される大学も徐々に増えてきている。そして、東京オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり、ボランティア活動を通じた大学による社会貢献は再び熱を帯びつつある（日本経済新聞、2018年10月10日朝刊）。行政主導のボランティア活動と、大学によるそれとを同じレベルで議論することはできないが、行政主導によるボランティア活動には無償であることへの批判もある。この点において、ボランティアに参加する学生の学びと大学の研究、教育、社会貢献は両立するものでなければならない。大学発の社会貢献が単独の授業や課外で取り込まれるのが大半であった2000年代前半とは様変わりしてきており、大学による社会貢献には今や様々な形態がある。大学が学究的な知識をどのような形で社会の課題解決につなげ還元するのかは、それぞれの大学が何を使命と考えるのかによる。本学においても、基幹教育のカリキュラムの中に「ボランティア」を冠する複数の授業が組み込まれているが、全学的にSLを推進する体制とはなっていない。ただし、産学官民との連携や社会連携の枠組みの中で、研究、教育、実践のサイクルを回す形の「知識の循環」は可能なのではないかと考えられる。

本報告では、4.3で「知識の循環」が可能となるSLの仕組みづくりを提案したが、こうした仕組みづくりには、さらに、地域社会、大学、留学生それぞれにとっての成果をアセスメントにより検証していくことが不可欠となる（S. ゲルモンら 2015）。実際、学生サポーター活動においても、学生の希望と学校側のニーズとがマッチングしない場合も往々にして生じており、SLにも同様の課題が生じることが予想される。このため、成果のアセスメントによる検証は不可欠である。こうした検証は、研究と教育の連動を後押しする力になり得るのではないかと考えられるが、これに関する検討は今後の課題としたい。

謝辞

本実践に協力してくださった関係各位、聞き取りに協力してくださった皆さま、貴重なコメントをくださった基幹教育紀要編集委員会に感謝します。

註

註¹ 教育基本法（第7条第1項関係）では、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と規定されている。

- 註² 2019年度の新規事業としては、持続可能な地域経済を発展させるとともに、「誰一人取り残さない」地域社会を実現するため、「地域が抱える多種多様な社会課題を、地方自治体と地域の大学が中心となってチームを構成して見つけ出し、それを科学技術イノベーションにより解決する実践サイクルを回す」事業（「科学技術イノベーションによる地域社会課題解決」）が立ち上げられている（文部科学省「施策名 7-1 産学官における人材・知・資金の好循環システムの構築」）。
- 註³ 雇用政策基本方針（抄）「第2 今後の雇用政策の基本方針」では、「日本経済の活性化や国際競争力強化という観点から、高度外国人材の受入れ及び定着を支援することが重要であり、就労環境、生活面などの環境整備について、政府全体で取り組む（下線部ママ）。企業の高度外国人材の活用を積極的に推進するとともに、外国人留学生の就職・定着について、関係機関、大学、企業が連携しつつ効果的な支援を行う」とある。
- 註⁴ 外国籍住民の集住地域とは、総人口に占める外国人人口の割合が1.5 %以上とされている（国土交通省2006、85.）。
- 註⁵ 「かすたねっと」は文科省初等中等教育局国際教育課が運営する多言語情報検索サイト。「かすたねっと」のページビュー数は79,120件（2013年度）から99,032件（2014年度）に増え、文書・教材を合わせたダウンロード数も2014年度は年間6万件近くにのぼる（文部科学省・参考資料1）。
- 註⁶ 福岡市教育センター「平成23年度 文化的背景の異なる多文化の児童・生徒に関する調査の結果（概要版）」より転載。
- 註⁷ 福岡市日本語サポートセンター「平成30年度 JSL 日本語指導教育研究会 研究の考え方」p6の表「福岡市に在留する外国人数の変化」をもとに抜粋して作成。
- 註⁸ 福岡市教育委員会指導主事2名への聞き取り（2015年12月24日）。
- 註⁹ 日本語指導担当教員Bへの聞き取り（2016年2月17日）。
- 註¹⁰ 関西大学総合情報学部喜多研究室が事務局となり、本Webサイトを運用している。Web上に目的、あゆみ、システム・制作・運用、第1期・参加者・参加団体の記載がある。「多言語・学校プロジェクト」を除き、ほとんどの文書には多言語化に取り組んだ団体名の記載はあるものの、実際に誰が翻訳をしたのかという情報は明確に記載されていなかった。
- 註¹¹ 中国人留学生C（2016年1月26日）、中国人留学生D（2016年1月28日）、韓国人留学生E（2018年11月21日）、インドネシア人留学生F（2018年11月19日）、フィリピン人保護者G（2016年2月22日）への聞き取り。

参考文献

- ¹ 麻生迪子・松永典子(2014)「日本人大学生の社会参加への意識—キャンパス周辺に居住する生活者としての外国人との比較から—」『地球社会統合科学』第21巻 第1-2合併号、59-71.
- ² アンドリュー・ファーコ(2013)「サービス・ラーニング：学習資源としてのコミュニティ」OECD教育研究革新センター編著；佐藤智子他訳『学習の本質：研究の活用から実践へ』明石書店、265-290.
- ³ Bruce-Davis, M.N. Chancey, J.M.(2012). *Connecting students to the real world: Developing gifted behaviors through service learning*, *Psychology in the Schools*, Volume 49, Issue 7, 716-723.
- ⁴ 福岡市『平成27年度福岡市外国籍市民アンケート報告書』<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kokusai/shisei/fukuokashigaikokusekishiminanketo.html>（2018年10月26日最終閲覧）

- ⁵ 福岡市 JSL 日本語指導教育研究会ホームページ「多言語翻訳文書」<http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/zsonihon/> (2018年9月2日最終閲覧)
- ⁶ 福岡市教育センター「平成23年度 文化的背景の異なる多文化の児童・生徒に関する調査の結果(概要版)」福岡市 JSL 日本語指導教育研究会ホームページ <http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/zsonihon/genjo/genjo.pdf> (2018年10月26日最終閲覧)
- ⁷ 福岡市日本語サポートセンター(2018)「平成30年度 JSL 日本語指導教育研究会 研究の考え方」(冊子)
- ⁸ 福岡よかトピア国際交流財団ホームページ「語学ボランティアの派遣」<http://www.rainbowfia.or.jp/language/volunteer-request/> (2018年9月2日最終閲覧)
- ⁹ Gehrtz 三隅友子(2017)「留学生との交流による多文化共生のまちづくり:とくしま異文化キャラバン隊2016」『国際センター紀要・年報2016』徳島大学国際センター、5-14.
- ¹⁰ 林加奈子(2016)「グローバル化時代における『共生』に向けた教育の試みーサービス・ラーニング科目『日本人と留学生の協働学習』の実践からー」『Obirin today:教育の現場から』16、57-71.
- ¹¹ 林加奈子(2017)「サービス・ラーニングにおける異文化間教育の視点」『異文化間教育』45号、78-92.
- ¹² 東尾(金井) 淳子・市山雅美・湯浅将英・水谷光「社会貢献活動における教育効果についての研究:実習の開始前と開始後における学生意識の変化」『湘南工科大学紀要』51(1)、131-146.
- ¹³ 井上里鶴(2016)「日本語学校と地域社会をつなぐサービス・ラーニング:プロジェクトに参加した外国人留学生の学び」『筑波大学地域研究』37、131-150.
- ¹⁴ 岩淵泰(2015)「岡山大学と矢掛町江良地区のまちづくり交流」『多文化関係学会プログラム・抄録集2015』55-58.
- ¹⁵ 公益財団法人宮城県国際化協会(MIA)「MIA 外国籍の子どもサポートセンター」ホームページ、<http://mia-miyagi.jp/kodomosupo.html> (2018年10月25日最終閲覧)
- ¹⁶ 公益財団法人しまね国際センター「外国人等児童生徒受け入れ校指導資料」<https://www.sic-info.org/support/childs-education/guidebook/> (2018年10月25日最終閲覧)
- ¹⁷ 国土交通省(2006)「北関東圏の産業維持に向けた企業・自治体連携による多文化共生地域づくり調査」http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/souhatsu/h18seika/04kitakantou/04_03honpen2.pdf (2018年10月25日最終閲覧)
- ¹⁸ 国土交通省・観光庁(2014)「多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(平成26年3月)」<http://www.mlit.go.jp/common/001029742.pdf> (2018年10月25日最終閲覧)
- ¹⁹ 厚生労働省「雇用政策基本方針(抄)」(平成二十六年四月一日厚生労働省告示第二百一号)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin18/index.html (2018年10月24日最終閲覧)
- ²⁰ 厚生労働省「外国人雇用対策の基本的な考え方」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin17/index.html (2018年10月24日最終閲覧)
- ²¹ 教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO120.html> (2018年10月24日最終閲覧)
- ²² Language Policy Programme Education Policy Division Education Department Council of Europe, COMMON EUROPEAN FRAMEWORK OF REFERENCE FOR LANGUAGES: LEARNING, TEACHING, ASSESSMENT COMPANION VOLUME WITH NEW DESCRIPTORS, <https://rm.coe.int/cefr-companion-volume-with-new->

cefr-companion-volume-with-new-descriptors-2018/1680787989 (2018年8月30日最終閲覧)

- ²³ 松永典子・麻生迪子(2013)「留学生・留学生家族はどのような地域社会参加を求めているか—KJ法による質的考察—」『第18回留学生教育学会研究大会プログラム・要旨集』25-26.
- ²⁴ 松永典子・麻生迪子・張曉蘭(2013)『地域社会における留学生・留学生の家族の生活行動調査報告書—基礎データ編—』九州大学大学院比較社会文化研究院・学府
- ²⁵ 松永典子・S.M.D.T.ランブクピティヤ・張曉蘭・柳瀬千恵美・山元庸子・趙一嶸(2015)「留学生による地域社会参加—留学生はボランティア活動で何を得ているのか—」『多文化関係学会第14回年次大会プログラム・抄録集』63-66.
- ²⁶ 松永典子(2015)「留学生教育におけるボランティア活動の意味づけ—キャリア形成ツールとしての活用の可能性—」『第20回JAISE年次大会予稿集』留学生教育学会、55-56.
- ²⁷ 松永典子・李曉燕・S.M.D.T.ランブクピティヤ・張曉蘭・柳瀬千恵美・山元庸子・趙一嶸(2016)『平成27年度社会連携事業報告書』、九州大学大学院「地域社会における日本語教育と多文化理解教育に関する社会連携事業」実施チーム
- ²⁸ 松永典子(2017)「留学生はボランティア活動をどう意味づけているのか—地域社会参加、キャリア形成との関連から—」『地球社会統合科学』第23巻、第2号、1-11.
- ²⁹ 松永典子編著(2018)『学校と子ども、保護者をめぐる多文化・多様性理解ハンドブック』金木犀舎
- ³⁰ 松永典子(2018)「ボランティア活動を通じた総合的日本語人材養成にはどのような指導が必要か—学校文書の翻訳活動の実践を事例として—」CAJLE2018Proceedings、171-180.
- ³¹ 宮武真生子・白石知子・北野淑恵(2017)「親子ボランティアの参加を取り入れた公衆衛生看護学演習プログラムの展開」『中部大学教育研究』17、77-81.
- ³² 文部科学省「外国人の子どもに対する就学支援について」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/003.htm (2018年10月25日最終閲覧)
- ³³ 文科省・参考資料1「日本語能力が十分でない子供たちへの教育について(平成28年3月22日)」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/dai35/sankou1.pdf> (2018年10月25日最終閲覧)
- ³⁴ 文部科学省(2018)「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」『平成30年度文化庁日本語教育大会・京都大会』
- ³⁵ 文部科学省「施策名7-1産学官における人材・知・資金の好循環システムの構築」「平成31年度予算概算要求において新規に要求する事業に係る行政事業レビューシート」科学技術イノベーションによる地域社会課題解決(INSPIRE)http://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/1408924.htm (2018年10月24日最終閲覧)
- ³⁶ 文部科学省「平成29年度文部科学白書」第5章高等教育の充実
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201801/1407992_012.pdf (2018年10月24日最終閲覧)
- ³⁷ 文部科学省「学校外における学修の単位認定」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1247229.htm (2018年10月24日最終閲覧)
- ³⁸ 文部科学省高等教育局学生・留学生課留学交流支援係(2013)「留学生交流拠点整備事業について：文部科学省の取り組み(特集 留学生とすすめるまちづくり)」『国際人流』26、4-8.
- ³⁹ 文部科学省用語集
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_3.pdf (2018年10

月 24 日最終閲覧)

- ⁴⁰ 中林忠輔・米津光治(2010)「小学校教員養成大学における野外活動教育についての研究：本学教育学部学校教育課程学生の実態・意識調査から」『文教大学教育学部紀要』44、177-183.
- ⁴¹ 日本経済新聞 (2018年10月10日朝刊)「大学発、学ぶ社会貢献 津田塾大、訪日客の悩み調査 芝浦工大、防災ふるしき参加」
- ⁴² OECD 教育研究革新センター編著、佐藤智子他訳(2013)『学習の本質：研究の活用から実践へ』明石書店
- ⁴³ S. ゲルモン・B.A. ホランド・A. ドリスコル・A. スプリング・S. ケリガン著、市川享子他訳(2015)『社会参画する大学と市民学習：アセスメントの原理と技法』、学文社
- ⁴⁴ 桜井政成・津止正敏編著(2009)『ボランティア教育の新地平：サービス・ラーニングの原理と実践』ミネルヴァ書房
- ⁴⁵ 庄司博史(2009)「日本の移民言語と多言語化：科学研究費補助金：多言語社会における移民言語状況と移民言語政策の国際比較(2008-2010)」『民博通信』127、18-19.
- ⁴⁶ 武田明典・村瀬公胤(2009)「日本における大学生スクールボランティアの動向と課題」『神田外語大学紀要』21号、309-329.
- ⁴⁷ 富川拓・柴田和子・大東貢生・古川秀夫(2008)「サービス・ラーニングの研究と実践をめぐる諸課題」『佛大社会学』32号
- ⁴⁸ 柳瀬千恵美(2016)「地域連携と学校文書の多言語化活動および今後の展望—ネットワーク型連携の視点から—」松永典子他『平成 27 年度社会連携事業報告書』16-25.
- ⁴⁹ 山田直子(2016)「多文化サービス・ラーニング導入に関する予備的考察:佐賀市三瀬村との連携・協働事例をもとに」『佐賀大学全学教育機構紀要』4、137-152.